

平成20年10月9日

鳥取県議会議長 鉄永幸紀様

教育民生常任委員長 藤縄喜和

議案第9号に対する修正案

議案第9号「美しい鳥取砂丘を守り育てる条例の設定について」に対する修正案を別紙のとおり提出する。

議案第9号「美しい鳥取砂丘を守り育てる条例の設定について」の一部を次のように修正する。

次の表の修正前の欄に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり修正する。

修 正 後	修 正 前
<p><u>日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例</u></p> <p>第14条 鳥取砂丘においてみだりに禁止行為をした者は、<u>5万円以下の過料</u>に処する。</p> <p>2 第11条第1項の規定による指示に従わなかった者又は第12条の規定による命令に違反して原状回復をしなかった者は、<u>5万円以下の過料</u>に処する。</p>	<p><u>美しい鳥取砂丘を守り育てる条例</u></p> <p>第14条 鳥取砂丘においてみだりに禁止行為をした者は、<u>30万円以下の罰金</u>に処する。</p> <p>2 第11条第1項の規定による指示に従わなかった者又は第12条の規定による命令に違反して原状回復をしなかった者は、<u>30万円以下の罰金</u>に処する。</p>